

いわての学び希望基金被災地生徒運動部活動支援費補助の事務取扱について

1 補助対象生徒

大会参加申込書に記載されている選手、岩手県高等学校総合体育大会総合開会式に参加する生徒で、平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により以下の被害を受けた生徒で補助対象に該当すると学校長が認めた生徒。

区 分	具体例	確認方法等
住居の全壊・半壊等の被害	津波による被害を受けた	罹災証明書の発行の有無等
	地震による被害を受けた	
	地震、津波による火災被害を受けた	
	地震、津波の被害により内陸部の学校へ転校した	
	下宿等をしている生徒のうち実家が津波・地震の被害を受けた	
保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあっては、その業を営む場所）の被災その他これらに類する事由	保護者の死亡、行方不明	奨学金給付事業の受給の有無等
	保護者が長期入院等し生計維持が困難だった	病名・障がい等、仕事の状況等
	勤務先が被害を受け生計維持が困難だった	発災前と後の状況等
	避難区域等の指定により避難した	避難後の状況等

※既に他の補助事業等において証明書類等で被害状況を確認済の場合は、改めて上記確認を要しないもの。

2 補助対象経費

対象経費	全国大会	東北大会	県大会（新人大会含む）
交通費	—	鉄道運賃※1	実費額※4
宿泊費	1泊単価：8,000円 競技参加初日から 競技敗退した日までの宿泊費	1泊：8,000円上限※2 競技参加初日の1日前から大会最終日前日までの上限※3	1泊単価：標準宿泊料金を上限※5 競技参加初日の1日前から補助の対象とし2泊分までの上限※6
参加料	—	—	岩手県中学校総合体育大会 1,000円 岩手県中学校新人大会 1,000円

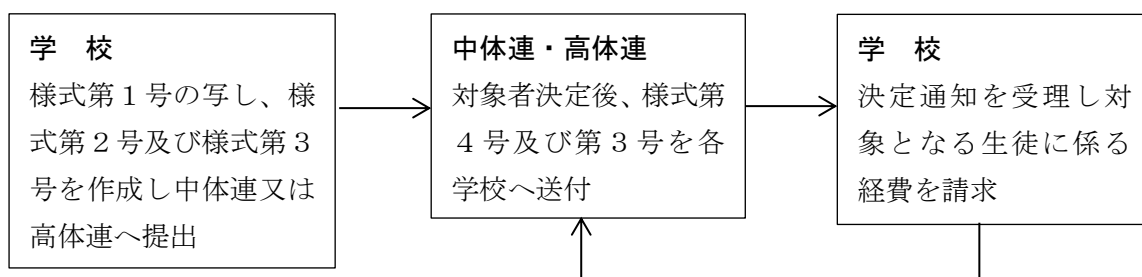
岩手県高等学校総合 体育大会総合開会式 参加に係るバス代	—	—	実費額
------------------------------------	---	---	-----

- ※1 学校所在地から競技会場地（会場の最寄り駅）までの往復交通費とする。
 ア 鉄道運賃、営業キロ片道 101 キロメートル以上については学生割引運賃とする。
 イ 鉄道運賃、片道 100 キロメートル以上は、指定席特急料金を支給することができる。
- ※2 1泊 8,000 円を上限として下回った場合は、実費額とする。
- ※3 競技敗退した日までとする。（大会最終日除く）
- ※4 J R 料金、貸切バス料金等に要する経費とする。
- ※5 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合の定める標準宿泊料金を上限とし、下回った場合は、実費額とする。
- ※6 競技最終日は含まない。

3 補助対象者の決定

(1) 決定までの流れ

保護者から申請（様式第 1 号）があった場合、学校長を経由して提出させ、補助対象生徒として認められる場合は、様式第 3 号により学校長へ通知する。



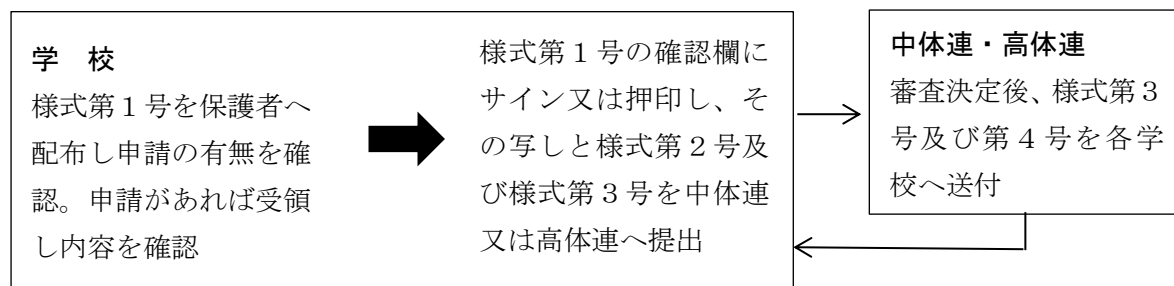
(2) 学校長への委任

学校長が、保護者に代わり補助金を受け取り、代金を支払うことから、委任が必要であるため申請と併せて行うものである。

(3) 補助対象者決定後の流れ

補助対象者として決定となった生徒が、翌年度も大会へ出場することになった場合、上記(1)と同様に手続きする。また、一年間が空いた場合も同様の手続きをする。

【事務処理例】



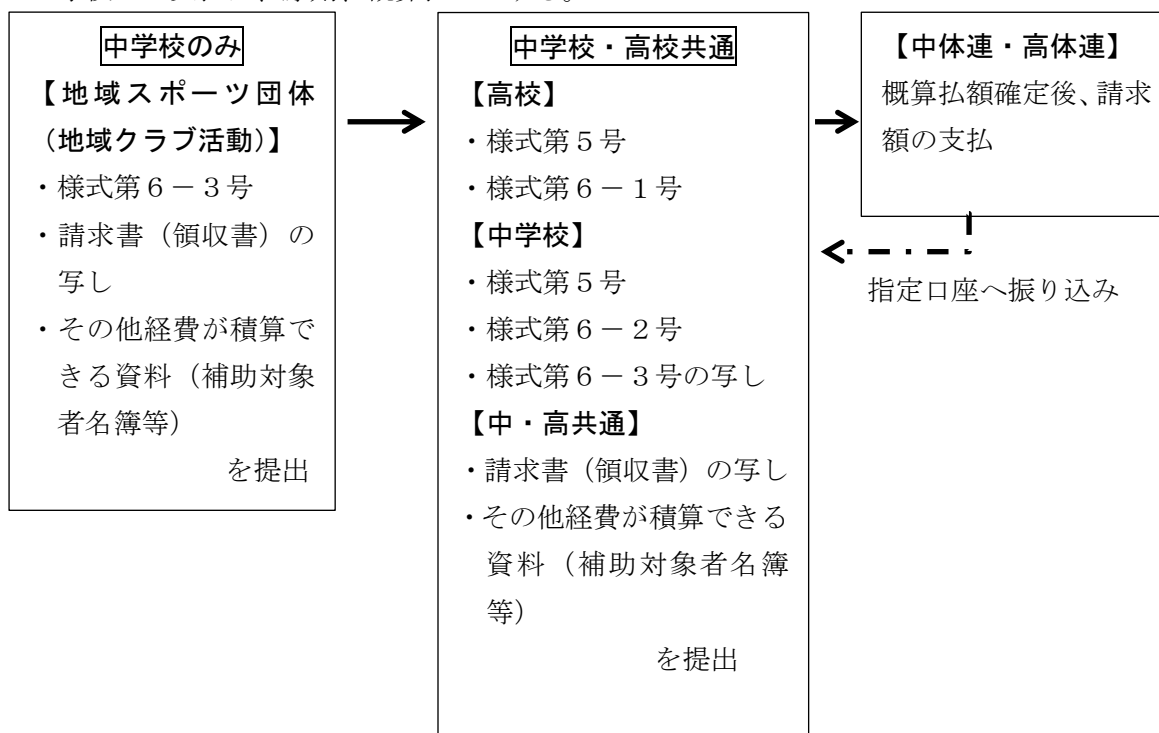
(4) 様式第 3 号の取扱い

申請・認定番号欄には、「3〇〇中第 1 号」のように、認定時の年号・省略した学校名・当該年度の申請番号を記載する。また、認定番号は、申請番号を使用するため、学校に所属している間、同じ番号を使用することになる。

4 補助金の支払

(1) 支払までの流れ

学校への支払は、原則、概算払いとする。



※ 概算払いした場合は、後日、以下のとおり提出させること。

【高校の場合】

・様式第7号、様式第8-1号及び領収書の写し等を提出させること。

【中学校の場合】

・様式第7号、様式第8-2号、様式第8-3号の写し及び領収書の写し等を提出させること。

※ 補助金の受取・支払委任を学校長が受けて処理するため請求書、領収書の宛名は学校長名とすること。

(2) 各学校の補助金受取口座

各学校の補助金受取口座は、学校長名義の口座とし、中体連・高体連からの補助金受取専用口座とする。また、年度末は通帳残高が0円になるよう処理すること。

現在、学校長名義の専用口座が無く新規に開設する場合は、決済用預金口座を開設する。また、学校長名義の専用口座はあるが、決済用預金口座ではない口座を利用する場合は、利息が発生しないよう補助金受取後速やかに支払うようにすること。

(3) その他

ア 全国大会派遣費補助と合わせて、各学校へ支払うことが可能であること。

イ 各種書類の提出については、電磁的方法(Eメール等)での提出も認めるものとする。

いわての学び希望基金被災地運動部活動支援費補助取扱い

◆ 被災地運動部活動支援費補助請求の手続きについて

○手続きに必要な様式と手順について

【中学校の場合】

- ・ 該当地域スポーツ団体（地域クラブ活動）は、所属する該当生徒（中学生）の請求をとりまとめ、様式第6－3号、様式第8－3号を、大会ごと（県大会、東北大会、全国大会）に分けて、該当生徒が所属する中学校にそれぞれ提出すること。
- ・ 該当中学校は、学校部活動及び地域スポーツ団体（地域クラブ活動）に所属する該当生徒の請求をとりまとめ、様式第6－2号、様式第8－2号により、大会ごと（県大会、東北大会、全国大会）に分けてそれぞれ県中体連に請求すること。

【高校の場合】

- ・ 様式第6－1号、様式第8－1号により、大会ごと（県大会、東北大会、全国大会）に分けてそれぞれ請求すること。

【中学校・高校共通】

- ・ 県中体連・県高体連は請求を取りまとめ県保健体育課に報告すること。

○補助金請求の手続き時期について

- ・ 請求は、下記のとおり請求時期を分けて行うこと。

夏季大会は、9月末日まで

秋季・冬季大会は、2月末日まで

○請求時期の分類

【中体連】

- ・ 夏季大会補助

県中学校総合体育大会、東北中学校体育大会、全国中学校体育大会

- ・ 秋季・冬季大会補助

県中学校新人大会※₁、県中学校駅伝大会、東北中学校駅伝大会、全国中学校駅伝大会、県中学校総合体育大会、東北中学校体育大会、全国中学校体育大会

※₁ 地域スポーツ団体（地域クラブ活動）は対象外であるもの

【高体連】

- ・ 夏季大会補助

県高校総合体育大会、東北高等学校選手権大会、全国高等学校総合体育大会

- ・ 秋季・冬季大会補助

県高等学校新人大会、全国高等学校駅伝競走大会県予選会、東北高等学校駅伝競走大会、全国高等学校駅伝競走大会

県高校総合体育大会、東北高等学校選手権大会、全国高等学校総合体育大会

<参考：請求の時期>

